

奈良県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 高野天川線

（次頁に続く。）

三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
5 3	五條市大塔町小代 猿谷ダム貯水池先 から 五條市大塔町阪本 五四二番五先まで	前	五・四 、 一〇・三	一五二八・ 四 五 一七五九・	
	五條市大塔町小代 九番六先から 五條市大塔町阪本 五四二番四先まで	後	五・八 、 九五・〇		大塔橋 L 1110.5 ・ 8 m 阪本大橋 L 1110.5 ・ 8 m 新阪本トン ネル L 1189.9 ・ 0 m